

資料群番号	資料番号	枝番	大分類	小分類	西暦	元号・干支	和暦年	月	日	資料名・宛先←差出(作成者)	内容	形態	リール番号	コマ番号
86	1	1	支配	法規	1608	慶長	13	12	1	「掟」(堀久太郎様御条目壱番) 堀監物・堀丹後守	福嶋中のあい物・魚は田端町以外売買してはならないことの掟書	卷子	5157	350
86	1	2	支配	法規	1611	慶長	16	9	11	(田端町塩専売条目)(松平上総介様御条目二番) 成瀬豊前外←松平忠輝老臣	田端町一町に塩の小売りを申し付けること	卷子	5157	351
86	1	3	支配	法規	1617	元和	3	5	10	(田端町諸役勤方の事)(酒井左衛門尉様条目三番) 上田端町中←白井庄兵衛外	上田端町諸役を務める事が困難、横町をそえ人数が集まり次第諸役を申し付けること	卷子	5157	352
86	1	5	支配	法規	1621	元和	7	10	20	「定」(松平伊予守様条目四番) 浦野淡路守外	上・下田端町は生魚・あい物小売り・塩小売り・小間物の商売をすべきこと	卷子	5157	354
86	1	6	支配	法規	1669	寛文	9	2	24	「覚」(松平越後守様代条目四通之内) 雪吹藤兵衛外	上・下両田端町で鮮魚専売すべきこと及びその方法	卷子	5157	355
86	1	7	支配	法規	1669	寛文	9	2	24	「覚」 雪吹藤兵衛外	上・下田端町で鮮魚専売すべきこと及びその方法(86-1-6と同文異筆)	卷子	5157	356
86	1	8	支配	法規	1674	延宝	2	10	0	「覚」(松平越後守様代条目四通之内) 大門与兵衛外	従前のように上・下田端町で鮮魚専売のこと、専売の方法など	卷子	5157	357
86	1	9	支配	法規	1674	延宝	2	10	0	「覚」 大門与兵衛外	従前のように上・下田端町で鮮魚専売のこと、専売の方法など(86-1-8と同文異筆)	卷子	5157	359
86	1	11	支配	法規	1677	延宝	5	12	0	「口上之覚」	領内漁獲の鮮魚をみだりに他領へ出さず城下へ持参し商売することなど(86-1-10と同文異筆)	卷子	5157	363
86	1	12	支配	法規	1677	延宝	5	12	0	「問屋場之定」	上・下田端町魚問屋において値段をとり決め一定の口銭を売主より取り立てることなど	卷子	5157	364
86	1	13	支配	法規	1677	延宝	5	12	0	「問屋場之定」(松平越後守様代条目四通之内)	上・下田端町魚問屋において値段をとり決め一定の口銭を売主から取り立てることなど(86-1-12と同文異筆)	卷子	5157	366
86	1	15	支配	法規	1704	宝永	1	5	0	「雑魚見捨之定」(戸田能登守様条目二通七番)	いわし・小あじ・水かます・いしみ・とち魚など14種の魚類を列挙	卷子	5157	370
86	3	1	支配	法規	1735	享保	20	閏3	0	「問屋場之定」 町役所	両田端町の魚類専売制をあらためて通達	卷子	5157	397
86	3	3	支配	法規	1741	寛保	1	4	11	「覚」 町役所	仲買人難儀につき田端町着値段番役料改訂のこと	卷子	5157	403
86	3	5	支配	法規	1742	寛保	2	3	0	(今町の西浜より買付魚商売について) 田端着問屋←町役所	今町の願いにかかわらず、西浜より買付けた魚も田端町で改役を取り立て商売すること	卷子	5157	407
86	3	6	支配	法規	1742	寛保	2	6	0	「問屋場之定」 田端町着問屋←町奉行所	両田端町着売買、従来のきまりを堅く守るべきことを更に通達	卷子	5157	409
86	2	1	支配	法規	1760	宝暦	10	8	6	「覚」 両田端町問屋←町奉行所	浜方より付け送られた塩・肴は従前の通り改めをすべきことなど	卷子	5157	375
86	2	2	支配	法規	1772	明和	9	1	0	「覚」	両田端町問屋へ鮮魚が入荷したら役人へ届け、荷物を改めるときは値段番立ち会いのことなど	卷子	5157	376
86	2	3	支配	法規	1774	安永	3	4	0	「覚」 町奉行所	肴のせり売りについて通達	卷子	5157	378
86	2	4	支配	法規	1783	天明	3	2	0	(魚類荷揚販売につき通達) 領奉行	魚類販売は田端町専売のこと、荷物陸揚は今町湊に限ることなど	卷子	5157	380
86	2	5	支配	法規	1783	天明	3	2	0	「覚」 田端町問屋←町奉行所	今町と田端町の魚類販売権争論につき裁定	卷子	5157	385
86	3	4	支配	法規	0	寅	0	9	18	「覚」 町惣年寄←町奉行所	両田端町より信州内郷へ四十物売渡しは心得違い、以後小町問屋と相談すること	卷子	5157	405

86	1	10	支配	法規	0	巳	0	12	0	「口上之覚」(松平越後守様代条目四通之内)	領内漁獲の鮮魚をみだりに他領へ出さず城下へ持参し商売することなど	卷子	5157	361
86	2	6	支配	法規	0	午	0	12	1	「今町江可申渡条々」町奉行	今町と田端町の魚類販売権争論につき裁定、今町への申渡し	卷子	5157	388
86	1	14	支配	法規	0	申	0	2	1	「問屋場之定」(稲葉丹後守様条目六番)	問屋場において喧嘩口論停止、魚値段は値段番が決め両町中買立ち会いくじ引きで配分することなど	卷子	5157	368
86	1	16	支配	法規	0	申	0	5	0	「覚」	前々のとおり魚売買問屋相場は上・下両田端町に限ること	卷子	5157	371
86	1	17	支配	法規	0	申	0	5	0	「上下田端町肴問屋場定」	両田端町において魚専売のこと、値段の決め方など前代の法令を再通達	卷子	5157	373
86	3	2	支配	法規	0	申	0	9	0	「覚」 両田端町問屋←町役所	今町へ入津の魚荷物はすべて田端町へ運び改めを受けること、今町では「みと役」を取り立てること	卷子	5157	400
86	2	8	支配	法規	0	戌	0	8	0	「覚」 町奉行所	近年田端町の魚専売制度がくずれ、抜荷・隠し売りがあるので取締りを強化すること	卷子	5157	395
86	1	4	支配	法規	0	不明	0	1	9	「当町御やく之事」(酒井左衛門様日役御書附) 田端町←白井庄兵衛外	1か月に2日間役を務めるべきこと	卷子	5157	353
86	2	7	支配	法規	0	不明	0	0	0	「覚」 町奉行所	今町と田端町の魚類販売権争論につき裁定	卷子	5157	392